

○西目屋村定住宅地建築要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、西目屋村定住宅地における住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

(建築物等に関する基準)

第 2 条 この住宅地における建築物の敷地、位置、構造、用途及び意匠などは、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物は戸建住宅とし、自己の居住の用に供されるものであること。
- (2) 店舗等併用住宅は、住居部分の面積が過半を占めること。
- (3) 1 戸当たりの床面積は、60 平方メートル以上であること。
- (4) 仮設用ユニットハウスなど簡易な仕様・構造の住宅でないこと。
- (5) 建築物の高さは、地盤面から原則 10 メートル以下とする。
- (6) 建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界及び隣地境界までの距離は、2 メートル以上とする。ただし高さ 3 メートル以下の付属建築物の場合は、1 メートル以上とする。
- (7) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原則として原色の使用を避け、落ち着いた色調とすること。
- (8) 屋根の色彩は村の指定する色調とする。
- (9) かき又はさくの構造は、風致を守りかつ安全を保つため透視可能なものとし、地盤面からの高さは 1.5 メートルを超えないこと。ただし、高さ 50 センチメートル以下の部分及び門は除く。
- (10) テレビの屋外アンテナは原則として設置してはならない。ただし、衛星放送のパラボラアンテナはこの限りでない。
- (11) 地区会に加入し、地域の生活習慣を尊重しなければならない。
- (12) 自己の責任において土地及び擁壁等の適正な管理をし、敷地境界線を将来にわたり確認できるようにし、良好な住環境の維持に努めなければならない。

(電柱等設置の承諾)

第 3 条 定住宅地の貸付の決定を受けた者は、配線等の都合で電線等が宅地上を通過及び電柱等が宅地内に設置される場合の土地使用を承諾するものとする。

2 既に設置されている電柱、支線、街路灯、道路融雪用設備、その他の施設は基本的にその位置は変更しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。